

# 令和5年6月2日発生 台風2号豪雨災害で 農地が被害にあわれた住民のみなさまへ

紀の川市農地整備課  
0736-77-0841  
お電話ください

## 補助率および適用範囲 拡大のお知らせ

平素は紀の川市行政にご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。またこの度の6月2日豪雨災害で被害を受けられた方々には心よりお見舞い申し上げます。

この度の災害につきまして被害の大きさを鑑み、内閣府より令和5年6月末に「**激甚災害指定**」見込みとなる旨の発表がありました。

この発表を受けまして、個人農地におきましても二次災害を防ぐことや耕作放棄地の増加を防ぐことを目的としまして、農業用施設災害復旧事業補助金（災害市単補助）の適用範囲を個人農地の土砂撤去等にも拡大していくことになりました。下記の記載事項をお読みいただき、ぜひともご利用ください。また、復旧した個人農地につきましては、引き続き農業経営の継続をお願い申し上げます。

## 補助金採択基準 適用範囲拡大の概要

◆農業用施設	市が査定する（直接工事費＋経費20%）の <b>65%以内（50%→65%）</b>	受益戸数2戸以上
農道 用排水路 ため池	・対象事業費5万円以上200万円以下 ・ <b>交付限度額130万円</b>	幅員1.2m以上 ※区長その他市長が認める団体による申請
◆個人農地	<b>税抜工事費の50%以内</b>	個人農地の崩土除去と簡易な のり面成形
（一被害復旧工事あたり）	・対象事業費5万円以上40万円以下 ・ <b>交付限度額20万円</b>	二次災害を防ぐことも補助対象 （ブルーシート設置工事等）
		※1個人申請および個人口座への交付 ※2他の事業(施設市単・多面的・国災等)との併用不可

市職員が順次現地を見せて頂いた際に「**個人での復旧を**」との判断を受けた方  
また、個人農地には補助が適用されないご理解されていた方にも拡大適用されます

## 補助金申請について

通常、市単補助金の申請者は各区長となっておりますが、**個人農地の崩土や倒木除去につきましては個人申請および個人口座への支払いとさせていただきます。**

各支所窓口および農地整備課で事業計画書やその他申請書類を取得いただき、個別にご申請ください。**（※申請期間 令和5年12月末まで）**

- 必要書類**
- ①農地の被害写真（無い場合は職員で確認させていただきます）
  - ②崩土や倒木除去 **完了後の写真（必須）**
  - ③位置図、作業範囲や除去量等がわかるもの
  - ④工事業者の見積もりか請求書の写し  
個人施工の場合は作業日数・人員数のわかるもの
  - ⑤振込先の口座番号がわかる通帳の写し等